

令和2年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和2年3月19日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第1号議案から第36号議案まで、及び第1号報告
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3 第37号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 第38号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 議案第1号
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 於 久 弘 治 |
| 2 番 | 毛 利 洋 子 |
| 3 番 | 中 尾 勉 |
| 4 番 | 黒 田 健 一 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 成 重 博 文 |
| 9 番 | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄 |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（1名）

- 13 番 北 崎 安 行

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局 長 | 安 田 祐 一 |
| 総括主幹兼庶務係長 | 黒 田 祐 子 |
| 総括主幹兼議事係長 | 板 井 保 明 |
| 専 門 員 | 小 門 敏 宏 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|------------------|---------|
| 市 長 | 佐々木 敏 夫 |
| 副 市 長 | 堤 隆 |
| 市参事兼総務課長 | 佐 藤 之 則 |
| 市参事兼財政課長 | 飯 沼 憲 一 |
| 企画情報課長 | 丸山野 幸 政 |
| 地域活力創造課長 | 川 口 達 也 |
| 税 務 課 長 | 土 谷 恒 男 |
| 市参事兼市民課長 | 近 藤 幸 一 |
| 保 険 年 金 課 長 | 大久保 正 人 |
| 社会福祉課長 | 植 田 克 己 |
| 子育て支援課長 | 水 江 和 徳 |
| 健康推進課長 | 清 水 栄 二 |
| 人権・同和对策課長 | 田 染 定 利 |
| 環 境 課 長 | 後 藤 史 明 |
| 商工観光課長 | 河 野 真 一 |
| 農業ブランド推進課長 | 黒 木 雄 二 |
| 耕地林業課長 | 早 田 博 昭 |
| 建 設 課 長 | 永 松 史 年 |
| 上下水道課長 | 早 尻 真 一 |
| 会計管理者兼会計課長 | 尾 形 稔 |
| 農業委員会事務局長 | 佐々木 真 治 |
| 選挙管理委員会・監査委員事務局長 | |
| | 藤 重 深 雪 |
| 市参事兼消防長 | 宗 高 徳 |
| 総務課 課長補佐兼総務法規係長 | |
| | 小 野 政 文 |
| 総務課 課長補佐兼秘書係長 | |
| | 都 甲 さおり |
| 教育委員会 | |
| 教 育 長 | 河 野 潔 |
| 教育総務課長兼地域総務一課長 | |
| | 安 藤 隆 治 |
| 学 校 教 育 課 長 | 衛 藤 恭 子 |
| 文化財室長 | 板 井 浩 |

○議長（河野徳久君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（河野徳久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月10日本定例会の会議録署名議員として、13番、北崎安行君を指名いたしました。本日欠席であり

3月19日

ますので、本日の会議録署名議員として、14番、河野正春君を追加指名いたします。

○議長（河野徳久君） 日程第2、第1号議案から第36号議案まで及び第1号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、井ノ口憲治君。

○総務委員長（井ノ口憲治君） 去る3月12日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案11件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、令和2年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、3億2,440万5,000円が計上されています。

その主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費などです。

地方債については、地域情報通信基盤整備に充てる資金の借入れをするための措置がなされています。

審査の中で委員より、「加入率について、92.5%の算定根拠について」の質疑があり、執行部からは、「自治会の世帯数と病院、市役所といった事業所数を含めた9,334世帯の中で加入世帯が8,635世帯である」と答弁がありました。

また、「80歳減免の世帯数について、実際減免を受けている方は何世帯か」と質疑があり、執行部からは、「80歳減免の世帯数は、予算上では、1,200世帯で、実際、減免を受けている方が本年2月末現在で1,165世帯である」と答弁がありました。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、市債などで財源措置されており、補正額は、13億6,476万円の増額で、補正後の予算総額は、175億7,819万4,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、基幹バス路線維持対策事業費補助金を増額する経費などが計上されています。

公債費では、長期借入金の繰り上げ償還に伴い、償還元金を増額する経費が計上されています。

次に、地方債補正については、企業立地促進奨励事業や分譲団地整備事業などの限度額の変更を行っ

ています。

審査の中で委員より、「地域振興基金繰入金と財政調整基金繰入金の減額の理由について」質疑があり、執行部からは、「今回は、市債を増額しており、その分の一般財源が減ったため、基金からの繰入金が減額できたことである」と答弁がありました。

また、「基幹バス路線維持対策費補助金の3市の負担割合について」質疑があり、執行部からは、「負担割合については、3市における管内を走る運行距離の割合となっている」と答弁がありました。

また、「基幹バス路線維持対策について、国・県の補助割合を引き上げる働きかけをすべきではないか」との意見がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、令和元年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第1号）は、市債の繰り上げ償還に必要な公債費元金償還費が計上されています。

審査の中で委員より、「繰り上げ償還できるものは、全て終わったのか」と質疑があり、執行部からは、「ケーブルネットワーク事業においては、民間で借りている資金は全て終わった」と答弁がありました。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、基本構想の変更については、地方版総合戦略の第1期計画が令和元年度末をもって計画期間満了となることから、新たな時代の変化に対応するため、後期5か年間の基本構想を変更するものです。

審査の中で委員より、「前期計画と比べ新たに盛り込んだものは何か」と質疑があり、執行部からは、「人口増に向けた取り組みで、子育て支援施策の継続とさらなる充実、移住定住施策の継続とさらなる充実、新たな観光振興による交流人口の増。そして、健康寿命を延ばす取り組みを強化する必要がある」ということで、課題を抽出し、計画をまとめている」と答弁がありました。

審査の結果、第12号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、豊後高田市行政組織条例の一部改正

については、行政組織を変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「県内で行政組織の課の名前に部落差別解消という言葉を使わなければならないということの協議があったのか」と質疑があり、執行部からは、「法律が新たに作られ、その中で部落差別とうたっているもので、これまで同和対策という言葉を使っていたものを部落差別解消推進に改称するというのが今回の課の変更の目的である」と答弁がありました。

第17号議案については、委員より人権・同和対策課を人権啓発推進課に改める修正案が提出されました。

本修正案については、反対の討論があり、採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。

続いて、市長が提案した原案について、採決をした結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

第18号議案、豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、地方公務員法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正で、影響を受ける対象と金額はどのくらいになるか」と質疑があり、執行部からは、「全ては把握できていませんが、総務課の分で自治委員については、164地区で164万円となる」と答弁がありました。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市消防団員の報酬等の見直しに伴う関係条例の整備については、消防団員の報酬及び費用弁償の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改定で、団員の報酬総額がどのくらい増額となるのか」と質疑があり、執行部からは、「368万9,100円の増額となる」と答弁がありました。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、豊後高田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊後高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、任期付短時間勤務職員の給与の支給等について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の改正で1時間当たりの賃金は高くなるのか」と質疑があり、執行部からは、「今回の改正は、勤務時間の上限を定めるもので、給与については、年収比較にすると増額となる」と答弁がありました。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、豊後高田市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、ぶんごたかだ新婚さん応援住宅条例等の一部改正については、民法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回、改正する条例の3つの市営住宅について家賃の滞納はあるか」と質疑があり、執行部からは、「滞納はない」と答弁がありました。

また、「3つの市営住宅の戸数と現在の入居状況について」質疑があり、執行部からは、「新婚さん応援住宅は、12部屋あり、9部屋入居。大村のスマイルハウスは5棟あり、全室入居。虹いろ住宅は、4棟あり、3棟入居している」と答弁がありました。

本議案については、賛成の討論がありました。審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、豊後高田市監査委員条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、ふるさと応援寄附金の増収に伴い、専決処分をしたので承認を求めるものです。

審査の中で委員より、「専決処分はいつ行ったのか」と質疑があり、執行部からは、「1月31日に行った」と答弁がありました。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨

3月19日

を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長（中山田健晴君） 去る3月13日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案14件、報告1件の審査結果を報告いたします。

第2号議案、令和2年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、33億891万円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金などです。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金です。

審査の結果、第2号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、令和2年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、3億4,382万7,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などです。

審査の中で委員より、「一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金について、本市に影響を受ける方がどのくらいいるのか」と質疑があり、執行部からは、「8割軽減から7割軽減になった方が1,256人、8.5割軽減から7.75割軽減になった方が1,536人の合計2,792人である」と答弁がありました。

審査の結果、第3号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、令和2年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、27億7,925万6,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などです。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費です。

審査の中で委員より、「老人福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料や元気アップ教室委託料の委託先について」質疑があり、執行部からは、「現在のところ、計画書を作るコンサルタント会社や市内の介護事業所に委託を考えている」と答弁があり

ました。

審査の結果、第4号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、障害福祉サービス費を増額する経費が計上されています。

繰越明許費の設定については、史跡熊野磨崖仏保存活用計画策定事業の繰越措置を行っています。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、令和元年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、介護予防サービス計画給付費や高額介護サービス費を増額する経費が計上されています。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市火葬場悠久の杜）は、豊後高田市火葬場悠久の杜の設置の目的を効果的に達成するため、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、「火葬場の指定管理者は、当初から何年しているのか」と質疑があり、執行部からは、「本年度含めて8年」と答弁がありました。また、「指定管理者の選定の経緯について」の質疑があり、執行部からは、「選定にあたっては、候補者が妥当であるということで選出し、最終的には、収支計画書を提出していただき、その中で一番安い者を選定した」と答弁がありました。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市印鑑条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、豊後高田市手話・点字等障がいの特

性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例の制定については、手話・点字等障がい者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用を促進するための市の責務並びに市民及び事業者の役割等を定めるものです。

審査の中で委員より、「市内に手話や点字ができる人は何人いるのか」と質疑があり、執行部からは、「実数については把握していませんが、手話サークル、点字サークルがあり、普及啓発に努めている」と答弁がありました。

審査の結果、第25号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第26号議案、豊後高田市心身障害者福祉手当条例の一部改正については、精神障がい者を心身障害者福祉手当の支給対象とするため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「今回の条例改正を行うことで影響額はどのくらい見込んでいるのか」と質疑があり、執行部からは、「今回、対象者として追加された精神障害者福祉手帳を持たれている方は、児童8名、児童以外のものが37名の計45名を見込んでいる。予算としては29万4,000円を見込んでいる」と答弁がありました。

審査の結果、第26号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第27号議案、豊後高田市同和对策集会所条例の一部改正については、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、同和对策事業特別措置法に基づき設置された本集会所の名称を変更するものです。

審査の結果、第27号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第28号議案、豊後高田市隣保館条例の一部改正については、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進するとともに、隣保館の活動目的をより具体化するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第28号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第29号議案、豊後高田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要

の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第29号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案、豊後高田市火葬場条例の一部改正については、市内に住所を有する者が火葬場を利用する際の使用料を無料とするため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「火葬料については、保険料から出るようになっていたと思うが、従前どおりなのか」と質疑があり、執行部からは、「従前どおりである」と答弁がありました。

審査の結果、第30号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、豊後高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第31号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、ごみ収集運搬業務委託料に係る債務負担行為予算の専決処分をしたので承認を求めるものです。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 去る3月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案12件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第6号議案、令和2年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数6,225戸、年間総給水量180立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益3億769万1,000円に対し、事業費用2億9,712万9,000円を予定し、差し引き1,056万2,000円の税込み当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額6,214万8,000円に対し、

3月19日

支出総額1億7,517万1,000円を予定し、差し引き1億1,020万3,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。

審査の中で委員より、「建設改良事業の水源設備について」質疑があり、執行部からは、「大分北部工業団地近辺に第3配水池があり、現在まで利用されていない状態でしたが、ポンプを設置して佐野地区方面の水源として利用するように計画をしている」と答弁がありました。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、令和2年度豊後高田市下水道事業会計予算は、業務の予定量としては、水洗化人口9,390人、年間総処理水量181万824立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益8億8,266万6,000円に対し、事業費用8億8,266万6,000円を予定しています。

資本的収支では、収入総額3億3,197万2,000円に対し、支出総額6億1,277万6,000円を予定し、差し引き2億8,080万4,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、内容としては、繰越明許費の設定について農業基盤整備促進事業、過疎（道路）対策事業、新拠点施設整備事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「金谷上北線の道路改良の今後の計画について」質疑があり、執行部からは、「歩道を広げる工事や道路部分を歩道とほぼ同じ高さまで上げて段差を少なくする工事を行う計画である」と答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、令和元年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）は、システム賃借料の減額に伴い、消費税及び地方消費税の増額を行う経費が計上されています。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の中で委員より、「中村線について新設する道ということで立ち退き等はないのか」と質疑があり、執行部からは、「新規の路線であり、立ち退きについては一件家がかかると思う」と答弁がありました。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、字の区域の変更については、真玉住宅団地整備事業に伴い、当該事業区域に関連する字の区域変更を行うものです。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場）は、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場の設置の目的を効果的に達成するため、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案、豊後高田市農業基盤整備事業評価・換地委員会条例の廃止については、事業を行う地域の自主性及び主体性を活かした円滑な土地改良事業の推進を図ることを目的として、農業基盤整備事業評価・換地委員会を廃止するものです。

審査の中で委員より、「条例を廃止する意図について」質疑があり、執行部からは、「高齢化等により後継ぎなどがいないため、条例における換地委員会の機能が実態にそぐわなくなったため、条例を廃止するものである」と答弁がありました。

審査の結果、第32号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第33号議案、豊後高田市長崎鼻デジタルアートギャラリー条例の制定については、豊後高田市長崎鼻デジタルアートギャラリーを新設するため、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「料金について、ほかのデ

「デジタルアートギャラリーとの料金の考え方について」質疑があり、執行部からは、「入館料については、ほかの施設に比べ高めに設定している。理由としては、ほかの施設はそれぞれ1作品である。長崎鼻は3作品あり、クォリティーの高いものとなっており、今回の金額で設定している」と答弁がありました。

審査の結果、第33号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正については、施設新設及び撤去等に伴う所要の規定の整備並びに既存施設の利用料金等の見直しを行うものです。

審査の結果、第34号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第35号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、民法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第35号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第36号議案、豊後高田市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正については、道路構造令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

すいません、訂正をお願いします。

第6号議案の金額の訂正でございます。

総収入額6,214万8,000円に対し、支出総額1億7,517万1,000円を予定し、差し引き、ここからです。1億1,020万3,000円と申し上げたのが1億1,302万3,000円の間違いでありました。

訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（河野徳久君） 予算審査特別委員長、阿部輝之君。

○予算審査特別委員長（阿部輝之君） 去る3月17日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

審査の結果、第1号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野徳久君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。私は、先に社会文教委員長に、第2号議案、国保会計、特別会計の議案、それから4号議案の介護保険、特別会計の議案についてお尋ねをいたします。

先ほど異議なく可決いたしましたという報告ですが、私ども市民の声は、とにかく国保税が高過ぎる、何とかしてくれと。介護保険料も年金から引かれて大変だ。何とかならないかという声が多いんですが、この市民にとって大事な2つの予算案について、委員の中から、この市民の負担を軽減してほしいという意見や、そのための質疑がなかったのか、あったらどういう質疑があったか説明してもらいたいと思います。

次が、産業建設委員長にお尋ねいたします。

先ほど審議の経過が報告されまして、第35号議案豊後高田市の市営住宅の条例で、所要の改定をしたということなんですが、大きくいって、これまで市営住宅に入居するには、連帯保証人2名が必要であったものを、今回1名、それができない場合は保証業者でもよいという改定になっているんですけれども、保証業者が市内にあるかどうかというのは、私どもちょっと理解できないんですけれども、何か大分市には1社あるというようにも聞いていますが、この市営住宅の入居者にとっては、1名の保証人もつくることできないと。その場合は保証業者でもよいとなっている。その保証業者も大分までお願いに行くとすると、大変な経費もかかるし、大変なことになると思うんですけれども、その保証業者について、何か議論があったのかどうか質問いたします。

以上です。

○議長（河野徳久君） 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長（中山田健晴君） それではお答えいたします。

3月19日

第2号議案について質問があったようですが、先ほど委員長報告で報告したとおり、質疑ご意見はありませんでした。

以上です。(○16番(大石忠昭君) 委員長、4号議案。)4号議案について、質問されました。最初は何か4号議案だったけど、今の質問の内容では2号議案だけだと思ったんですけど。(○16番(大石忠昭君) 私に委員長が質問するんですか。議長から何て言われたんですか。)済みません。答弁漏れがあったようで。

4号議案につきましても、先ほどご報告したとおりでございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長(河野徳久君) 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長(土谷信也君) 大石議員の質疑にお答えをします。

35号議案については、先ほど委員長報告のとおり、委員からの質疑はございませんでした。

以上でございます。

○議長(河野徳久君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) もう一度、社会文教委員長にお尋ねしますが、私は第2号の国保特別会計4号の介護保険の特別会計の予算の委員長報告に質疑したつもりです。今の答弁では、2つの議案に対して質疑、ご意見はなかったという答弁になりましたけれども、先ほど委員長は、2号議案だけしか答弁しなかったというほど、残念ながら、市民がこれだけ国保税が高い、介護保険料がもう年金が下がるばかりなのに高過ぎるというこの声が聞こえないのかなと残念でなりません。

言うならば、どちらの予算についても市民にとっては大変な予算ですけれども、国に対する働きかけも含めて、いろいろと審議をしてほしい物です。残念ですが、本当に誰からも、委員長を含めて誰からもこの市民の負担を軽減することを求めるような質疑や意見はなかったのか、もう一度お尋ねします。

それから、産業建設委員長についても、市営住宅の問題というのは、私も本会でも議案質疑で述べましたけれども、時間が足りませんでしたけれども、2人から1人になった点は一步前進で、私も後で賛成討論をする予定ですけども、これは調べてみましたら、大分県の場合、県と各市町村の担当で協議をして同じ条例になっているんです。一步前進で賛成しますけれども、保証業者ということが今度初めて挙

げられたんです。ところが保証業者が市内にはないと。大分までしかないというように聞いているんですけど、そうなる、そういう文言を入れても意味がないと。第11条の中で、市長が認めれば、保証人はなくても減免規定がありますので、これを各市町村では適用して、どうしても保証人のいない人は保証人なしでいこうというような方向であります。よって、そういう議論が本当になかったのかどうか、産業建設委員長にもう一度お尋ねします。

○議長(河野徳久君) 社会文教委員長、中山田健晴君。

○社会文教委員長(中山田健晴君) 第2号議案につきましても、先ほど報告したとおり、質疑、ご意見はありませんでした。第4号議案につきましても、私、先ほど委員長報告の中で、質疑なり、またその答弁等については説明を申し上げましたんで、ご報告申し上げましたんで、そのとおりだと思っておりますので、よろしくお願ひします。先ほどご報告を申し上げております。同じです。

○議長(河野徳久君) 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長(土谷信也君) 大石議員の再質疑にお答えをします。

先ほどの委員長報告と同じく、質疑はございませんでしたが、大石議員の言われるような保証会社については、私も調査をして、また報告をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(河野徳久君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野徳久君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭でございます。今回、市長から36の議案が提案されておりまして、それぞれ常任委員会や予算委員会に付託され審議をされまして、先ほど委員長報告があったとおりであります。これに対して私は、第1号、22、25、26、35号議案に賛成討論、第2、3、4、17、27、28号議案に反対討論をいたします。

最初は、第1号議案、佐々木市長にかわって3回目の一般会計の当初予算についてであります。

予算総額は、先ほど委員長からもありましたように、約150億円で、前年度に比べまして0.9%の減となっています。佐々木市長は、本来ならば、国が実

施すべく施策を国が実施するまで待っているのではなくて、全国に先駆けて豊後高田市で実施することを決断し、就任当初から高校生までの医療費の無料化、そして中学生までの給食費の無償化など、子育て支援に積極的に取り組むことを表明し、一昨年4月から実施をしております。昨年は全国に先駆けて、子育ての経済的負担の軽減、施策の第2弾として、幼稚園の授業料と、市内幼稚園については、ゼロ歳児から全ての園児の保育料、給食費の完全無料化を実施しました。

さらに昨年4月からは、新たに子育て応援祝い金の制度を実施、そして高齢者に対しましては、これまでの敬老祝品に加えて88歳に1万5,000円、95歳に2万円、100歳に5万円の祝い金制度、こういうように引き上げるなど実施をしまいいりました。これらの事業は、今年度の予算でも継続する予算となっております。

今回、提案された予算の中で、新規事業として障がい者への市独自のタクシー券、年間500円券を24枚交付する事業、そして障がい者が工場などで勤務した場合に、その通勤手段の便宜を図る事業、そして精神障がい者に対しても、市独自の福祉手当を支給する障がい者対策などの予算が計上されました。

さらに、子育て支援策としても、新たに妊産婦医療費の医療窓口への無料化や市内保育所における保育の質と保育人材の安定確保、保育園が独自に取り組む保育士の処遇改善に対して市が助成する予算、そして子育て支援の拠点施設花っこルームを香々地にも開設するなど、市民の暮らしを守るための事業の予算が計上されています。

財政健全化への問題も問題になっておりますけれども、佐々木市長は就任後、永松前市長時代に計画し、予算化されている事業などの見直しを行い、草地のごみ処理施設の補修工事費、旧市役所、あるいは農協の跡地の整備事業、そしてケーブルテレビ告知端末機更新事業など、総額で約7億9,000万円の財源の節約、さらには繰り上げ償還の実施など、健全財政に努めております。

今回の当初予算でも、草地のごみ処理施設の補修工事請負費はゼロになっており、昨年同様、ことしもゼロ予算となっております。宇佐、国東、豊後高田市3市での新たに建設する大型ごみ処理場につきましても、佐々木市長は、就任当初から既に建設維持管理の事業費の入札が終わっていた段階で予算予定価格が高過ぎると見直しを求めて尽力をしまいい

ました。

その結果、3市の市長、そして副市長による、この見直しの協議が何回も行われ、新たなごみ処理施設についての見直しの結果は、建設費だけでも約21億円の減額とすることが表明されておりますし、今回の予算でも宇佐・高田・国東広域事務組合の負担金は2,147万円となっております。約150億円の予算の中には、部落差別の解消推進などの名目で特定団体への補助金、また国の言いなりで実施されてきたマイナンバー関連予算なども含まれており、そういう点では問題があり、同意できませんが、全体として財政健全化の努力をされ、そして市民の命や暮らし、営業を守るための予算であり、賛成するものであります。

次は、第2号議案、国民健康保険の特別会計の当初予算についてであります。

全国一斉に国保の都道府県一本化が実施をされて3年目に入るこの予算であります。私は佐々木市長にかわってからのこの議会で何度も高過ぎる国保税について議論をしました。収入に比べて国保税が高過ぎる。何とかしてもらいたい。こういう声をたくさん聞いております。

実は、市町村から県が一本化され、県と市町村で連携してやる事業に変わりましたが、県の資料を見ますと、県が試算した市町村に示した資料では、今だったら平成19年度の国民健康保険の特別会計に対して、県の試算では、豊後高田では1人当たり現行よりも3,023円引き上げることが示されております。そのために昨年度は市長はこれを3,023円引き上げなくて、市民のために据え置くという方針を出しました。これは立派です。

ところが、今年度2020年度に対する予算で県の試算を見ますと、4,150円引き下げると。それでもやれるという資料が示されております。昨年は3,023円の引き上げ、それでも据え置きしました。今度は県から4,150円引き下げの資料が示されているんですから、このことを見ましても、市民は健康づくりに努力をして、医療費についても、本当に県下でいつも上位でありましたけれども、ここ二、三年は努力の結果が実りまして、1人当たりの医療費は大幅に、県下に比べて見ましたら、下から低いほうになっております。

そういう市民の努力にも応えて、県が4,150円引き下げてもやれると言うならば、やっぱり引き下げを実施すべきだと私は思いますが、今年度の予算では

そうになっていません。ぜひ6月議会に向けて条例改正を提案すべきことを求めておきます。

日本共産党は、国と都道府県で公費1兆円を投入する。そしてサラリーマンを健康保険並みに、今の高過ぎる国保税を半額に引き下げを求めて全国で運動を進めております。国保の制度は、他の保険に比べて制度上、大きな問題があります。何度も述べておりますが、大事な問題なんです。国保については、他の保険については収入だけで試算されておりますが、ここの場合は世帯割、そして1人当たりの均等割という所得割と合わせて3つの方法で試算、計算される仕組みになっております。だから、市長は人口をふやしたいと、若い人が移住してほしい、若い人が残ってほしい、一人でもたくさん子どもを育ててほしいと願って子育て支援策努力をされておりますけれども、国保に加入している方は、1人生まれれば医療費分だけでも2万8,000円、後期高齢者分で6,500円、あわせると3万4,500円、生まれたときからその世帯には課税されるという仕組みになっています。だから全国知事会についても、この均等割、平等割を廃止しよう。国が1兆円市町村に投資をしようとするを求めています。よって、国がなかなかそういう方向にならなくても、私は佐々木市長の政治力を発揮して、若い人が高田に一人でも多く生まれそして育てていくためにも、大分県では日田が実施しました均等割半額免除、高田については高校生までは全額免除、あるいはどうしてもできない場合は半額免除の措置をとることを求めるものであります。

そして、この予算案につきましては、社会文教委員会では質疑、意見はなかったようですが、私は何とか国保に対する国の負担をふやしてもらうように、市長が30年間の県会議員の政治経験、そして市長になってもういよいよ最後の年になりますが、何とか市民の暮らし、この国保税が高い、何とかしてくれという市民の願いに応じて、国に向けて負担増額を働きかける等を求めて討論を終わります。

次は、第3号議案の後期高齢者医療特別会計についてであります。

同じ日本人でありながら、75歳以上の高齢者を切り離して医療を差別する制度、この高額医療制度が始まって12年となります。高齢者の負担が重過ぎるという批判の声が全国に広がり、政府も批判の声を取り入れざるを得なくなり、特別措置を講じることになりまして、5割負担とか7割負担とかいう方々

についても、1割負担だけという特例措置が設けられましたけれども、これが廃止をされることにより高齢者の負担がふえてきております。

ところが、安倍政権はさらに75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を現行1割なんですけれども、2割を強行しようと、その準備を、そして検討を始めております。日本共産党は国会議員を先頭に、私たち全国の地方議員が一丸となって、そして国民の皆さんとも力を合わせて、この医療制度の改悪阻止のために全力を尽くしてまいります。

75歳以上の高齢者を差別する医療制度、後期高齢者医療制度には日本共産党は一貫して反対しておりますので、この予算には同意できません。市長は、政府に向かって、この医療制度を本当に高齢者にとっても有利になるよう、改正を求めて働きかけを求めて討論いたします。

次は、第4号議案、介護保険の特別会計の予算についてであります。

介護保険制度が始まって20年になりますが、昨年は第7期計画が策定をされました。そして3年間の65歳以上の介護保険料が決まりましたけれども、高田の介護保険料は、この制度が始まった当初に比べて1.6倍の上げになっております。消費税増税が昨年10月から実施をされました。それに伴いまして、政府も昨年からは低所得者の介護保険料の軽減措置をとることになりました。しかし、それでも高齢者の年金に比べて介護保険料が重過ぎますし、その特別会計の予算になっておりますので反対をいたします。今後介護保険の国の負担割合を引き上げる。そして高齢者の負担を減らしていく、そして介護現場で働く介護従事者の賃金引き上げなども実施できるように、佐々木市長は政治力を発揮して国に働きかけるよう求めて討論いたします。

次は、第17号、27号、28号議案、これは部落問題に関連する議案なので、一括して反対討論をいたします。

部落問題は、封建的身分に起因する問題であり、封建時代につくられた身分制度の残りかすです。国民の一部が歴史的に、また地域的に軽蔑され、職業、住居、結婚の自由が奪われるなど、不当な人権侵害を受け、劣悪な生活を余儀なくされてきた問題であります。

国は、1969年に同和対策特別措置法を施行し、さらに名称を変えながら特別措置法を37年間続けました。その間に国と地方を合わせて16兆円を投じて同

和事業を推進してまいりました。本市でも住宅環境、農機具の購入、農道整備、教育啓発の事業など、各種の取り組みをしてきました。2002年3月で同和対策に関する全ての特別措置法が終結をいたしました。

本来ならば、この時期に、本市におきましても同和事業を終結すべきでありました。私は、この国の特別措置法が終結した後も、合併前までは随分議会の中で高田についても終結宣言をやれという立場から議論をしてきました。しかし、永松市長時代には一部同和事業の見直しをやってきましたけれども、今回佐々木市長は、部落解消推進法の施行に伴ってという理由で3つの条例の一部改正を提案しております。

1つは17号議案で、これまで隣保館にありました人権・同和対策課から人権啓発・部落差別解消推進課に名称を変えるという。そして、その条例の中には、部落差別解消を推進するというように、これまで同和事業ということ部落差別解消というように変える条例になっておりますけれども、実はこの議案は総務委員会にかけられまして、私は部落差別を解消すると言うが、部落差別はということかと、市民にわかるように説明してもらえないかと。それから、それは難しい問題ですと。解消すると、部落差別が解消というのはどういう状況になったら解消ということかと。それも難しい問題ですと。担当課長は、市民が納得できるような答弁が一切できませんでした。なのに、課の名称を、長ったらしいですよ、人権啓発・部落差別解消推進課なる課は今までないです、こんな長い課はね。変えることによって部落差別が解消できる。課を変えるだけではできないと思います。で、そういう部落差別を始めじゃなくて、人権問題というのは8課題あって8課題ともやっぱり取り組むべき問題なんですね。同和問題を特別扱いすることそのものが、私どもはこの国の法律にも、市の条例にも反対してきましたけれども、部落問題を固定化する、逆に差別を延長されることにつながると認識しております。

よって、私はこの課はそういう長い課ではなくて、人権啓発推進課というように変えたらどうかという修正案を出しましたけれども、残念ながら私の修正案は否決されました。よって、この市長が提案している案については反対であります。

2つ目は、同和対策集会所の条例の変更です。これは、同和対策という言葉がなくなるだけで、この4文字を取るだけなんですけれども、1条を皆さん

読んでみてください。本市における歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における社会教育の振興を図るために、この集会所を設置するとなっておりますね。このことは、これを読めば、この資料を見れば、この集会所があるところが旧同和部落であったものと、いつまでも永久に残るものなんです。この言葉は、よその県下を調べてみましたけれども、削除されているようです。何で特別措置法が、もう終結したのに豊後高田はこれが残っているのか。これは削除すべきなんです。それがされていないので同意できません。

それから、28号議案、隣保館条例についても同じなんです。よその県下の状況も全部調べておりますけれども、この中には、やっぱり今回も部落問題を特別扱いする、そういう条例改定になっているんですね。よそではもう隣保館という名前も変えておりますし、国の通達に基づいていろいろと改善されてきております。

よって、私は、特定団体言いなりではなくて、市長が主体性を持って市の行政を推進すべきであると考えます。人権8課題、人権問題に力を入れるときではないでしょうか。そして、本当にやっぱり人権に関する教育啓発活動には大いに力を入れるけれども、部落問題が何よりも優先、特別扱い、これはもう、即刻改めてもらいたい。そういう言葉を改めてもらいたいと思ひまして、私どもは、部落差別の解消にも日本共産党は創立以来取り組んできております。それだけに、この今回の3つの議案は、同意することはできません。

今後また、改めて一般質問でも同和問題について取り上げてみたいと思ひて準備をずっと進めておるんですけれども、市長もこの部落問題について、もっともって勉強していただくことを要請しておきます。

長くなりますが、あと少しで終わります。

次は、第22号、35号議案、これは市営住宅に関する市営住宅の入居者条件の一部変更の条例改定であります。

これについては、国土交通省が2020年度から施行されます改定民法で保証人が責任を負う、上限額を明示が義務づけられることによりまして、この民法の改定を受けて国土交通省が検討をし、これまでの条例の準則を改めると。これまでは連帯保証人となっておったけれども、連帯保証人を廃止をする。あるいは税の滞納条件、税を完納することは条件になっておったけれども、これを廃止をするということに

3月19日

なり、都道府県を通じて全国の市町村に通達を出しております。

すでに東京の小池都知事は、いち早くこの連帯保証人を廃止をする条例を都議会に提案しましたが、満場一致で議決をされた経緯があります。その後、政令市などでは、ほとんどがこの連帯保証人を廃止をしております。よって、大分県でも廃止を求めて私どもも県と交渉を続けてまいりましたけれども、県の方は、もう市町村と一緒に協議をした結果、これまで連帯人、連帯保証人で保証人が2人要するというのでしたけれども、1人にしよう。1人でできないときには、保証業者でもよいとしようということになりまして、県の条例も、市町村の条例も、ほぼ同じ条例が議会に提案されております。

よって、公営住宅というのは、本当に家庭の事情、経済的に厳しい方々が低廉な家賃で借り入れるための住宅なんです。私もよく保証人に頼まれることがありますけれども、本当に保証人を探すことに苦労している方が多いございます。特に豊後高田の場合は、市長が移住・定住対策に力を入れまして、移住してきた人が公営住宅に入るのに2人の保証人を見つけるというのは大変なことなんです。しかし、調べてみましたら、皆さんに資料が配られておりますように、高田の場合、近年、市営住宅の家賃の滞納はゼロであります。これまで市始まって以来、2人の保証人をつけておりますけれども、一人として保証人に滞納があるからあなたが責任とってくれという請求したこともありません。そういう実績から見まして、改めて2人を1人に絞るのではなくて、保証人を廃止をすべきだったんですね。そのことを求めましたけど、高田の場合はそうならないで、1人となって残念ですけれども、減免規定がありまして、どうしても保証人が見つからない、あるいは保証業者が見つからない場合には市長の責任で減免規定が適用できるようになっておりますので、これまでは2人から1人になったということで、今後減免規定を適用してもらおうということで、私は一歩前進ということで、この22号、35号は、同じ趣旨の条例でありますので賛成をいたします。

次は、第25、26号議案も関連しますので、障がい者差別解消に関連する条例でありますので、一括して賛成討論をいたします。

神奈川県相模原市の知的障がい者施設やまゆり園で入居者19人が殺害され、29人が重軽傷を負う痛ましい事件が起きました。あれから4年近くにな

りますが、今月の16日の日に裁判で元職員の植松聖被告に死刑判決が言い渡されました。当然のことです。私は事件発生直後の2016年9月議会で、この事件が国民に大きな衝撃を与えたことを取り上げました。障がいのある人もない人も、相互に人格や個性、多様な生き方を認め合い、支え合い、励まし合い、そして学び合うような社会の実現が求められているのではないかと指摘をしまして、国も障害者基本法に続いて新たに障害者差別解消法を施行することになった。大分県においても満場一致で障がいの差別解消を目指す県独自の条例を制定したことなども紹介をしまして、高田でも県の条例に見習って市独自の何らかのこの障がいの差別解消を目指すための市独自の基本条例をつくるべきではないかと提案し要求をいたしました。

それまでの間は、その市の条例ができるまでの間は、県の条例を市民に周知をして、そういう立場で私たちもお互いに努力をしていくことを要求してました。永松市長が、自立支援協議会において、今後よく調査研究をするという答弁をしてきました。佐々木市長になってからも、何とか大分県では大分県と別府市、杵築、日出、そして日田と続くんですけども、佐々木市長も豊後高田市独自の条例をと訴えてきました。ようやく今回、佐々木市長は、手話言語等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例制定案を提案をいたしました。

今回の趣旨は、障がい者全般のものではありませんで、手話言語などに限る問題ですが、これは県内では中津、宇佐に次いで3番目でありまして、これは高く評価するものであります。で、この市の条例には、市の責務や多様なコミュニケーション手段の普及、そして利用促進に係る施策を推進していく上での財源措置についても財源措置を講じるように定められております。この条例によって、手話が言語であるという認識に基づき、障がいのある人が、その障がいの特性に応じてコミュニケーションの手段を利用しやすい環境を築くことにより、障がいのある人もない人も分け隔てすることなく理解し合い、お互いに一人一人の尊厳を大切にし合う、そして安心して暮らすことができる豊後高田市へさらに前進することを私も願うものであります。

で、先ほども言いましたように、この同趣旨の条例は県内では中津、宇佐に続いて3番目の制定でありますので評価をし、賛成をいたします。市長を初

め、担当課職員や自立支援協議会の皆さん方のご尽力に感謝を申し上げます。

第26号議案についても関連ですが、これまで身体障がい者と知的障がい者に支給していた市独自の福祉手当を佐々木市長が新たに精神障がい者1級及び2級の方にも支給をします。制度の拡充であり、賛成するものであります。

長くなりましたが、以上で討論を終わります。議員各位におかれましては、ぜひご賛同いただきますことを要請をいたしまして討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野徳久君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの内、反対のありました第2号議案から第4号議案まで、第17号議案、第27号議案及び第28号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、採決表の一括採決するものの内、反対のありました第2号議案から第4号議案まで、第17号議案、第27号議案及び第28号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について起立により採決いたします。

議席に配置されている可否いずれかのボタンを押した後、問題を可とする者は起立をしてください。起立採決の際は同様をお願いいたします。

お諮りいたします。第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野徳久君） 起立多数であります。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野徳久君） 起立多数であります。よっ

て、第3号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野徳久君） 起立多数であります。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第17号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第17号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野徳久君） 起立多数であります。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（河野徳久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、反対のありました第27号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。第27号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野徳久君） 起立多数であります。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第28号議案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。第28号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野徳久君） 起立多数であります。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（河野徳久君） 日程第3、第37号議案を議題といたします。地方自治法第117条の除斥の規定により5番、井ノ口憲治君の退場を求めます。

（5番 井ノ口憲治君 退場）

○議長（河野徳久君） 提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

3月19日

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第37号議案は、監査委員の選任についてございまして、令和2年3月9日付けで退職した監査委員の後任に、井ノ口憲治氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、第37号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。

ただいま提案されました第37号議案、監査委員に井ノ口憲治氏を選任する議案については反対いたします。

私も4年間監査委員を務めたことはあります。その任務の重要性から見まして、私は井ノ口憲治氏のこの5年間の議会での質問や質疑、それから総務委員会の委員長としての任務、議論から見まして、いろんな問題を感じております。私は、適任者と思いませんので反対をいたします。

以上、皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（河野徳久君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて討論を終結いたします。

これより第37号議案を起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後、問題を可とする者は起立をしてください。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野徳久君） 起立多数であります。よって、第37号議案については、これに同意することに

決しました。

5番、井ノ口憲治君の入場を許します。

（5番 井ノ口憲治君 入場）

○議長（河野徳久君） 日程第4、第38号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第38号議案は、人権擁護委員の推薦についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する人権擁護委員に、木下秀孝氏を再度推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案については委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、第38号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第38号議案を採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、第38号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（河野徳久君） 日程第5、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番、安東正洋君。

○12番（安東正洋君） 提案理由の説明をいたします。

議案第1号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、第2条の改正になりますが、行政組織条例の一部改正に伴い、社会文教委員会所管の「人権・同和対策課」を「人権啓発・部落差別解消推進課」に改めるものでございます。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われないよう、附則において経過措置を設けております。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（河野徳久君） 以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、令和2年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野徳久

豊後高田市議会議員 安東正洋

豊後高田市議会議員 河野正春